

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成 24 年 5 月 10 日

京都府立与謝の海病院  
院長 関本 達之

#### 1 入札に付する事項

- (1) 購入物品の名称及び予定数量  
医療用医薬品（麻薬・向精神薬・覚醒剤原料等） 入札説明書のとおり
- (2) 購入物品の内容等  
入札説明書のとおり
- (3) 納入期間  
平成 24 年 6 月 1 日から平成 24 年 9 月 30 日まで
- (4) 納入場所  
京都府立与謝の海病院の指定する場所

#### 2 契約条項を示す場所等

契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称・所在地等  
〒629-2261  
与謝郡与謝野町字男山 481 番地  
京都府立与謝の海病院 事務部会計課  
電話番号(0772)46-3371 (内線 6322)

#### 3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者は、次に掲げる条件等をすべて満たさなければならない。

- (1) 平成 22・23・24 年度「物品の製造の請負及び物品の買入れ関係競争入札参加資格者名簿（一般競争入札及び指名競争入札）」の「薬品・衛生材料」に登録され、競争入札参加者の資格を得ている者であること。
- (2) 4の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
- (3) 薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）に基づく医薬品の一般販売業の許可を得ている者であること。
- (4) 当該購入物品又はこれと同等の類似品に係る相当数の納入実績等があり、確実に納入し得ると認められる者。

#### 4 入札参加資格の確認手続き

入札に参加しようとする者は、入札説明書において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じな

ければならない。

- (1) 提出期間 平成 24 年 5 月 10 日（木）から平成 24 年 5 月 23 日（水）まで。  
ただし、土日及び祝日を除く。提出時間は、午前 9 時から午後 4 時まで  
（正午から午後 1 時までを除く。）とする。
- (2) 提出方法 2 の場所へ持参すること。
- (3) 確認通知 確認申請受付後、速やかに一般競争入札参加資格確認結果通知書（以下  
「確認結果通知書」という）により通知する。
- (4) その他  
確認申請書及び確認資料の作成等に要する経費は提出者の負担とし、提出された書  
類は返却しない。

## 5 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時、場所等
  - ア 日時 平成 24 年 5 月 29 日（火）午後 3 時 30 分
  - イ 場所 与謝郡与謝野町字男山 481 番地  
京都府立与謝の海病院地域医療センター（本館 3 階）
- (2) 入札の方法  
持参によることとし、郵送、電送による入札は認めない。
- (3) 入札書に記載する金額  
入札書に記載する金額は、1 品目当たりの単価に予定数量を乗じて得た金額の全て  
を合計した総額とし、輸送費等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めるものとす  
る。  
なお、落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 5 に相当  
する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を  
切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に  
係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の  
105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札の無効  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
  - ア 3 に掲げる資格のない者のした入札
  - イ 確認申請書若しくは確認資料を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者のした  
入札
  - ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した入札
- (5) 落札者の決定方法  
京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第 6 号）第 145 条の規定により作成された  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者と  
する。
- (6) 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (7) 契約書作成の要否  
要する。

6 入札保証金

免除する。

7 契約保証金

落札者は、契約単価に予定数量を乗じて得た金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実に認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

9 その他

- (1) この入札の実施については、1から8までに定めるもののほか、京都府会計規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。